

# 地区児童館設置運営要綱

平成16年6月16日付16福子推第54号決定  
平成17年4月22日付17福保子支第41号一部改正

## 第1 総則

### 1 性格

地区児童館（以下「児童館」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40

条に基づく児童厚生施設として、児童の日常生活圏である小地域をサービス・エリアとし、その地域内の児童の健全育成に関する各種活動の拠点としての性格を有するものとする。

### 2 種類

児童館の種別は、次のとおりとする。

- (1) 小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館（以下「小型児童館」という。）
- (2) (1)の児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せもつ児童館（以下「児童センター」という。）
- (3) (2)の児童センターの機能に加えて、特に、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童館（以下「大型児童センター」という。）
- (4) (1)、(2)及び(3)以外の児童館（以下「その他の児童館」という。）

### 3 対象児童

児童館の対象児童は、18歳未満のすべての児童である。年長児童については、児童館の規模、地域の実情に応じて、利用ができるように配慮するものとする。

なお、障害児を遊びの場において、一般児童と切り離すことのないよう留意すべきこと。

### 4 設置目標

児童館の設置にあたっては、地域の交通事情その他を考慮し、児童が徒歩で安全に通える行動範囲に設置されることが望ましいが、当面、2公立小学校区に1館の設置を目標とする。

## 第2 小型児童館

### 1 機能

#### (1) 利用児童に対するサービスの提供機能

小型児童館は、児童に対し健全な遊びを提供するとともに、館内、館外における個別的、集団的活動の援助を通して、児童の個性を伸長し、その健全育成を図ること。

#### (2) 留守家庭児童等の健全育成機能

小型児童館は、小学校に就学するおおむね10歳未満の留守家庭児童等を対象に一定時

間組織的に指導し、児童の危険防止と健全育成を図ること。

### (3) 児童のための地域センターとしての機能

小型児童館は、地域住民の参加と関係機関・団体の協力を得て、児童のための地域センターとして児童の健全育成の推進を図ること。

## 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

### (1) 区市町村

### (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

### (3) 社会福祉法人

### (4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者

ア 児童館を設置運営するために必要な経済的基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

## 3 建物及び設備

### (1) 建物の構造

小型児童館の建物は、原則として耐火構造とする。

### (2) 建物の規模

建物は、330㎡以上とする。

なお、児童遊園等の屋外の遊び場を有することが望ましい。

### (3) 身体障害児に対する配慮

小型児童館は、可能な限り、身体が不自由な児童でも利用できるように、建築上の配慮をするものとする。

### (4) 設備

小型児童館の建物には、集団遊び等各種の遊びができる部屋（遊戯室）、会合やクラブ活動のできる部屋（集会室、クラブ室）、図書室、留守家庭児童等のための学童クラブの部屋（育成室）及び事務執行に必要な設備を設け、必要に応じて相談室、創作活動室、静養室を設けること。ただし、育成室についてこれを設け難い特別の事由がある場合は、都に協議し、その承認を得ること。なお、この場合において、(2)に規定する規模以下の建物とする場合は、併せて都の承認を得ること。

また、他の社会福祉施設等と併設する場合、施設の効率的な運営を期待でき、かつ、利用する児童の処遇に支障がないときは、原則として遊戯室、図書室及び育成室以外の設備について、他の社会福祉施設等と共用することができる。

この場合において、図書室については、児童及び児童以外の両者がそれぞれ調和を保ちながら読書できるような配慮がなされれば、図書室に替えて、児童用図書コーナー等で

も差し支えない。

#### 4 職員

(1) 小型児童館は、2人以上の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くことを原則とし、必要に応じて、その他の職員を置くものとする。

(2) 小型児童館には、実質的な運営管理にあたる責任者（館長）を置くことが望ましい。

(3) 児童厚生員は、児童福祉施設最低基準第38条によるところであるが、具体的には、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士の資格を有する者

イ 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

ウ 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成学校を卒業した者又は社会福祉主事を養成する養成機関を卒業した者であって、短期大学卒と同等若しくはそれ以上の学力を有すると認められたもの

エ 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（区市町村以外の者が設置する児童館にあつては、東京都知事）が適当と認めたもの

（ア学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（イ学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

（ウ学校教育法に基づく大学院において心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（エ外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者

#### 5 運営

(1) 運営管理

ア 運営組織

小型児童館がその本来の機能を発揮していくためには、地域の実情に応じ、また児童の実態に即した運営がなされなくてはならない。そのためには、地域社会の人々からなる児童館運営委員会、児童の代表からなる児童委員会などの組織をつくり、民主的な運営を行っていくことが望ましいこと。

イ 安全管理

小型児童館に来館する児童に対する十分な安全管理のために、次の点に留意すること。

(ア 児童の来館中の安全管理

(イ 施設、設備の安全管理

(ウ 備品、遊具の安全管理

(エ 児童の遊びの内容によって起こされる事故に関する安全管理

(オ 非常災害時の安全管理

ウ 休館日、利用時間

小型児童館の休館日、利用時間は、地域の実情に応じて定めるものとする。

エ ボランティア

小型児童館におけるボランティアの役割は、技術の提供のほか、運営に利用者の意見を反映させてゆくことである。

小型児童館は、児童の遊びに関し、地域の特別な技能を有するボランティアに協力を求めるとともに、指導者としての素質を有する者の発見と養成に努め、また、多数の地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

オ 地域センターとしての役割

(ア 小型児童館の建設及び運営に当たっては、地域に対する調査活動やPR活動等により、住民参加を呼びかけること。

(イ 地域組織や学校、児童福祉施設等の公共施設、また、児童委員、保護司等の関係機関と日常的なつながりをもつこと。

(ウ 地域のニーズに対応したサービス活動を行うこと。

(2) 児童の指導

ア 児童の把握

小型児童館で行われる遊びの指導を組織的、継続的に行うとともに、児童の安全管理を図るために、登録等により、おおむね、次の点について把握をしておくこと。

① 住所 ② 氏名 ③ 年齢 ④ 学校名 ⑤ 緊急連絡先

なお、児童の入退館に際しては、受付等により、個々の児童を的確に把握する必要があること。

イ 児童の指導の方法

(ア 指導のあり方

すべての児童は、本来、それぞれ個別的な要求をもち、集団体験を通じて成長する。小型児童館における指導は、このような個々の児童のニーズをふまえた働きかけを中心とすること。

また、指導にあたっては、児童のニーズが常に成長しているということを認識し、弾力的、総合的に行う必要があること。

(イ プログラム策定上の留意事項

小型児童館活動の実効をあげ、児童の生活実態に即したプログラムを設定するため、次

の点に留意する必要があること。

- ① 地域内の実情を把握すること。
- ② 把握した内容を明確に分析すること。
- ③ 分析結果をもとに目的を設定すること。
- ④ 目的に従ったプログラムを立案し、実施すること。
- ⑤ 実施した後は、目的と対比し、評価を明確にすること。

#### ウ クラブ活動

(ア 小型児童館におけるクラブ活動は、集団指導の一環として望ましいものであるが、クラブの種別、数の設定は、児童館の実情、地域の特性等を十分に考慮して行うこと。

(イ 児童がどのクラブに参加するかは、児童の自発性を待つものであるが児童厚生員の適切な指導が必要であること。

(ウ 各クラブの運営は、可能な限り、児童の自主的な運営ができるように配慮すること。

#### エ 小型児童館における幼児指導

小型児童館における幼児の利用は、学齡児の利用との調整を図りながら、自由に保護者と共に利用できるよう配慮すること。

#### 6 小型児童館における学童クラブ

小型児童館は、母親の就労などによる留守家庭児童等のために専用の育成室を設け、学童クラブを運営するものとする。

ただし、「地区児童館設置運営要領」の策定について（昭和49年11月15日付民児育第210号東京都民生局長通知）以前に設置した小型児童館についてはこの限りでない。

なお、学童クラブの運営及び指導は、「学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱（平成10年10月20日付10福子推第349号改正）」によることとするが、一般児童とも自由に交流できるという児童館の特徴を生かした柔軟性のあるプログラムを展開することが望ましいこと。

また、クラブ児童の把握については、第2の5の(2)のアに規定するもののほか、来館経路と家族の状況について把握しておくこと。

### 第3 児童センター及び大型児童センター

#### 1 機能

児童センターは、第2に掲げる小型児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有すること。

また、大型児童センターは、児童センターの機能に加えて、年長児童に対する育成機能を有すること。

#### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

#### 3 建物及び設備

建物、設備については、第2の3（2）を除く。）に掲げるものによるほか、児童の体力増進に資するため、次に掲げる設備を設けるものとする。

(1) 建物は、児童センターにあつては450㎡以上、大型児童センターにあつては500㎡以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

なお、遊戯室は、屋内における体力増進指導を実施するために要する適当な広さを有すること。また、大型児童センターにあつては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

(2) 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

(3) 大型児童センターにあつては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

#### 4 職員

児童センター及び大型児童センター（以下「児童センター等」という。）の職員については、第2の4に掲げるものとする。ただし、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあつては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

#### 5 運営

児童センター等の運営は、第2の5に掲げるものによるほか、児童の体力増進及び年長児童育成に資するため、次に掲げる特別の指導を実施するものとする。

##### (1) 体力増進指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査をも併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

##### (2) 体力増進指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又はボランティアの積極的な協力を得て行うものとする。

##### (3) 年長児童指導の内容

指導に当たっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ、社会参加活動及び児童の安全管理に十分留意する必要があること。

##### (4) 年長児童指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、ボランティア等

の積極的協力を得て行うものとする。

(5) その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

第4 その他の児童館

その他の児童館は、児童福祉施設最低基準第37条から第40条（第37条第1号を除く。）までの規定に適合する児童館とする。

なお、第2の3の(4)のただし書きについてはその他の児童館についても適用する。

第5 その他

この要綱に定めのない事項については、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日付厚生省発児第123号、厚生事務次官通知）による。―